

# みどりの風促進区域内の指定されたエリア内で建築される場合 緑化などの一定の要件を満たすと **建ぺい率が緩和されます！**



みどりの風促進区域イメージ

大阪府はみどりが少なく暑い都市であるため、大阪府を取り囲む海と山をつなぐ「みどりの風の軸」をつくることとし、府域に12の「みどりの風促進区域」を指定し、区域内の緑化等の取組みを重点的に進めることにしました。

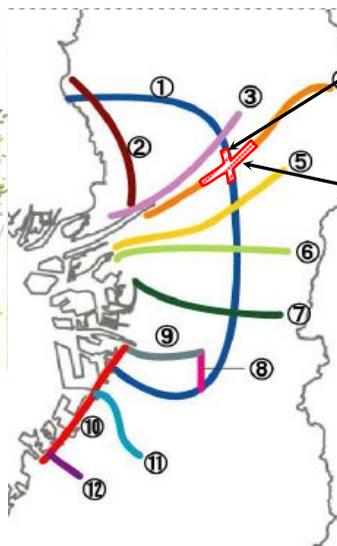
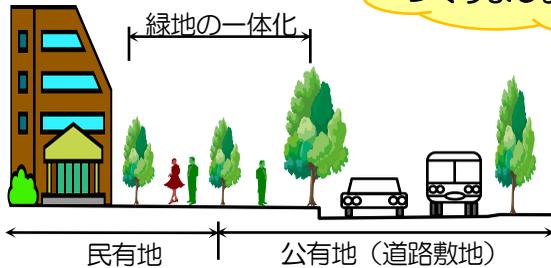


みどりの風促進区域のねらい

◇人目につきやすいところにみどりを増やしつなげて  
実感できるみどりの軸を創出します

◇植物の冷却効果や風を活かして涼しい  
クールスポットを形成します

公共と民間で、充実したみどりを  
つくりましょう！



- ①大阪中央環状線及び  
その沿線(守口市域)
- ②国道176号及びその沿線
- ③淀川通・大阪高槻京都線  
(十三高槻線)及びその沿線
- ④城北公園通・京都守口線  
及びその沿線(守口市域)
- ⑤安治川・堂島川・花博通・第2京阪  
道路(国道1号)及びその沿線
- ⑥中央大通・国道308号及びその沿線
- ⑦国道25号・大阪港八尾線  
及びそれらの沿線
- ⑧国道309号及びその沿線
- ⑨大和川線及びその沿線
- ⑩堺阪南線及びその沿線
- ⑪石津川・泉北2号及びその沿線
- ⑫国道480号及びその沿線

みどりの風促進区域図

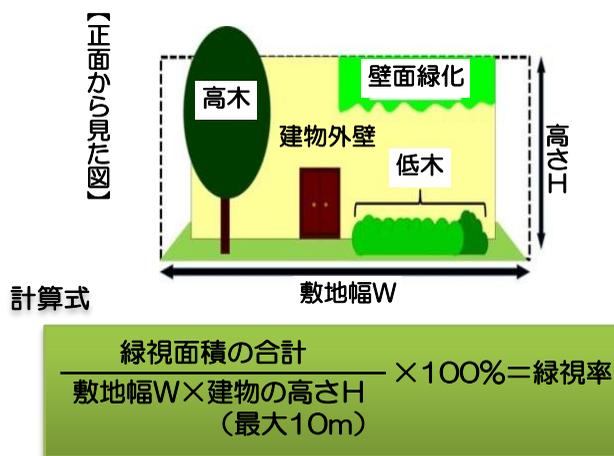
# 守口市域における国道1号・京都守口線沿道及び大阪中央環状線沿道の「みどりの風促進区域」内の下図のエリアについては下記のような要件で緑化等をしていただくと建ぺい率が緩和されます(平成24年4月2日より実施)

緩和区域内では以下のいずれかを選択できます！

	従来の制限	緩和後の制限	緩和を受けるための主な要件
沿道地区	建ぺい率 60%以下 容積率 300%以下	建ぺい率緩和 <b>建ぺい率80%以下</b> 容積率300%以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地面積300㎡未満</li> <li>緑視率(道路から見たみどり) 25%以上</li> <li>緑化率(上から見たみどり) 5%以上</li> <li>道路境界から建物を1m以上、その他の境界から0.5m以上後退</li> <li>接道長さ6m以上</li> <li>準耐火建築物以上</li> </ul> <p>※詳細は下記の連絡先までお問い合わせください。</p>

## ○緑視率とは

敷地の道路側立面に対する緑の立面積(道路から見たみどり)の割合

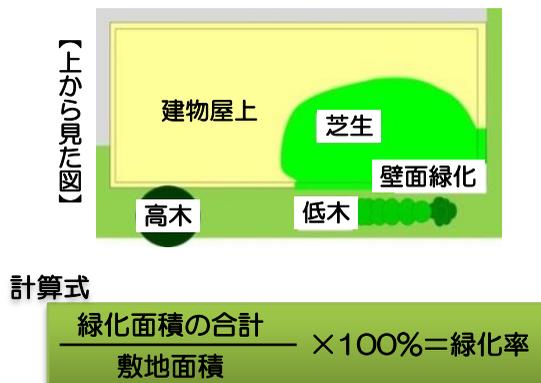


## 国道1号・京都守口線沿道及び大阪中央環状線沿道の緩和される区域



## ○緑化率とは

敷地面積に対する建築物の緑化施設(上から見たみどり)の割合



## 連絡先

- ◇大阪府 都市整備部 総合計画課 土地・地域利用計画G  
大阪市中央区大手前2丁目別館3階  
代表 06-6941-0351 (内線4917)
- ◇枚方土木事務所 都市みどり課  
枚方市大垣内町2丁目15番1号  
代表 072-844-1331

- ◇守口市 都市整備部 都市計画課  
守口市京阪本通2丁目2番5号  
直通 06-6992-1685

指定エリア内で建て替え等をご検討の方は、みどりの風を感じる大都市・大阪実現のため、ぜひ本制度を積極的にご活用ください！